

コンピュータの学内ネットワーク接続に関する基準とガイドライン

2002年3月27日 情報システム会議 制定

2006年5月10日 情報システム会議常設運営委員会 改定

1. 定義

コンピュータとは、学内ネットワークに接続され、スタンドアロンでも機能するパーソナルワークステーションやパソコン、及び様々な資源をユーザに対して提供するサーバ等を指す。

コンピュータには、IBM 互換機(いわ DOS/V パソコン)、NEC98 パソコン、マッキントッシュ、及び Unix ワークステーションを含む。

ユーザは、以下に定める事項を遵守することを条件に、学内ネットワークへのコンピュータの接続を許可される。

2. 一般的な義務

コンピュータのユーザ及び管理者は、情報セキュリティポリシーの中で指定された「利用条件」「利用規程」に従わなければならない。

3. アクセスコントロール

サーバの管理者は、許可されたユーザのみが利用できるようにパスワードを設定し、適切なアクセス権を設定しなければならない。

コンピュータの管理者は、コンピュータ上で共有設定を行った場合、全学に対して共有される可能性があることを認識し、サーバと同様に適切なアクセス権を設定しなければならない。

コンピュータの管理者は、そのコンピュータをパソコン教室等のオープンスペースに設置する場合、認証システムを利用し、その認証ログを保存しなければならない。情報セキュリティ統括責任者からの要求があった場合には、そのログを提出しなければならない。

4. ソフトウェア

ソフトウェアは、すべて著作権法によって保護されており、無許可の複製・利用は法律により罰せられる。ソフトウェアの利用者はすべて、ライセンス条項を理解し同意した上で利用しなければならない。本学はソフトウェアベンダーのライセンス監査に応じる。

また、現時点において、本学は各種のソフトウェアについてソフトウェアベンダーと包括的なライセンス契約を締結している。このライセンス契約に従い、下記のソフトウェアについては、それぞれのライセンス条項に応じて利用できる。

それぞれの利用方法・ライセンス条項に関しては、情報メディア教育センターのホームページを参照のこと。

Microsoft CampusAgreement

SAS

SPSS

5. ウィルス対策

コンピュータの管理者は、必ずウィルス対策ソフトをコンピュータにインストールし、定期的にパターンファイルの更新を行わなければならない。

6. セキュリティ対策

コンピュータの管理者は、インストールされたOS、アプリケーションなどのプログラムベンダーの提供するセキュリティ情報に留意し、セキュリティパッチを適用しなければならない。

7. 禁止事項

以下のコンピュータを、学内ネットワークに接続してはならない。

ネットワークモニタリングツール(Sniffer、Ethereal など)

ファイル交換ソフト(WinMX、Winny、Share など)をインストールしたコンピュータ

8. 公衆回線網等への接続

モデムやターミナルアダプタ等を経由して、学内ネットワークに接続されたコンピュータを公衆回線網(アナログ、ISDN 回線)等へ接続してはならない。

9. 研究室等での接続

個人研究室において、コンピュータを学内ネットワークに複数接続するために、スイッチングハブやハブ等を設置することを妨げない。

個人研究室において、教職員が無線LANアクセスポイントを設置することを妨げない。無線LANアクセスポイントの設置にあたっては、盗聴やなりすましなどの脆弱性があることを認識した上で、留意して設定を行うこととする。ただし、情報システム室が設置する無線LANアクセスポイントと設定が競合する時には、双方協議の上、設定の変更や場合によっては撤去を求められることがある。

共同研究室など特定多数のユーザが入室を許可された環境にコンピュータを設置する場合には、オープンスペースに設置されたものと同様、認証ログの採取等、使用時刻・使用者を特定できる記録を残すものとする。情報セキュリティ統括責任者からの要求があった場合には、その記録を提出しなければならない。

なお、個々の教員の責任の下にコンピュータを設置し利用させる共同研究室などは、個人研究室に準ずる扱いとする。

10. 監査

関西学院はネットワーク接続されている学内のコンピュータについて、上記条項の遵守について監査することが出来る。

(追加事項)

各機器に固有の名前をユーザが設定する場合(特に Windows の場合)、コンピュータ名とワークグループ名に注意しなければならない。(システム室としては、コンピュータ名に部屋番号やユーザ名などを組み合わせたもの、ワークグループ名にはユーザ名を薦める)

(備考)

- 1) 本ガイドラインは 2002 年 4 月 1 日から適用する。
- 2) 本ガイドラインは 2003 年 4 月 1 日から変更・適用する。
- 3) 本ガイドラインは 2006 年 5 月 10 日から変更・適用する。

以 上